

生駒市環境基本計画推進会議規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、生駒市環境基本計画推進会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、生駒市環境基本計画(以下「計画」という。)に基づき、市民、事業者及び行政が協働して計画の総合ビジョン「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」を目指した活動を行うことにより、持続可能な社会を構築することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画に定めるプロジェクトの実施に関する活動
- (2) 計画に定めるプロジェクトの成果の評価に関する活動
- (3) 環境に関する情報提供、普及啓発等に関する活動
- (4) 本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる市民、事業者及び行政機関をもって構成する。

2 本会の会員は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 本会の総会での議決権を有し、本会の事業活動及び運営に参画する市民、市民団体、事業所又は行政機関
- (2) 賛助会員 本会の総会での議決権は有しないが、本会の事業活動に賛助・協力する市民、市民団体、事業所又は行政機関

3 会員は、本会を利用して営利活動、政治的活動又は宗教的活動を行ってはならない。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を本会の代表に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 本会を退会しようとするものは、退会届（様式第2号）を本会の代表に提出しなければならない。

（役員）

第6条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 運営委員 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 代表及び副代表は、運営委員の中から互選により選出する。

3 運営委員は、会員の中から部会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

4 監事は、運営委員会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

（役員任期）

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第8条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の事務、事業及び経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

（顧問）

第9条 本会に顧問を置くことができる。

（会議）

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

（総会）

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は年1回の開催とし、本会の会計年度開始後、概ね2月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

4 総会は、代表が招集し、代表がその議長となる。

5 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

6 総会は、本会の決議機関とし、次の事項を行う。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

7 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

(代表の専決事項)

第12条 代表は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときは、運営委員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において代表は、次の総会において執行状況を報告するものとする。

(運営委員会)

第13条 本会の方針に基づき、必要な事業を推進するため、総会の下に運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となる。

3 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 予算の執行及び管理に関すること。
- (2) 本会の全体事業の企画及び運営に関すること。
- (3) 部会間の調整に関すること。
- (4) プロジェクトの進行状況の把握に関すること。
- (5) その他本会の事業の推進に関すること。

4 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第14条 本会は、計画の分野に対応した部会を設置する。

2 部会の設置及び統廃合については、運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。

3 部会は、各プロジェクトの活動を調整するとともに、その進捗状況を運営委員会に報告する。

(会費)

第15条 会員は、次に定める年会費を納入するものとする。ただし行政機関は除く。

- | | | | |
|----------|-------|----|---------------|
| (1) 正会員 | 個人会員 | 1口 | 1,000円 |
| | | | (ただし、学生は500円) |
| | 団体会員 | 1口 | 2,000円 |
| | 事業所会員 | 1口 | 5,000円 |
| (2) 賛助会員 | 個人会員 | 1口 | 1,000円 |
| | | | (ただし、学生は500円) |
| | 団体会員 | 1口 | 2,000円 |
| | 事業所会員 | 1口 | 5,000円 |

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(推進事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、推進事務局を置く。

2 推進事務局は、当分の間、生駒市生活環境部環境政策課内に置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表が運営委員会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成21年10月31日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に就任する役員任期は、平成23年3月31日までとする。